

令和3年6月7日

株式会社A. v e r  
代表取締役 林 尚弘 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 増田悦子



お問合せ

本協会は、令和元年9月24日付け「申入書」にて、貴社に対し、貴社が運営する学習塾である「武田塾」に係る武田塾入会／講習講座申込書添付の開示書面・契約書面に記載の規約の特定商取引法に違反する条項について使用停止を求めました。

これに対し、貴社からは、令和元年10月29日付け回答書にて、本協会の申入事項につきいずれも検討する等の回答を頂き、令和3年2月16日付けで、上記申入れを踏まえた新たな武田塾入会／講習講座申込書添付の開示書面・契約書面（以下「新契約書面等」といいます。）の開示を受けました。

本協会において新契約書面等記載の規約につき検討したところ、本協会からの申入れ事項についてはご対応頂けていたものの、新たに追加した条項を含め、特定商取引法第49条2項及び同条6項に違反し、同条7項により無効となる不当な条項があることが認められたため、令和3年3月18日付け「再申入書」においてそれら条項の使用停止を求め、令和3年4月23日までにご回答をお願いいたしました。

しかし、貴社からは未だご回答を頂いておりません。つきましては、令和3年6月30日までにご回答を頂きたく、改めてお願いいたします。

また、貴社及び貴社フランチャイズ店で現在使用している武田塾入会／講習講座申込書、添付の開示書面・契約書面についても併せて、令和3年6月30日までにご送付いただきますようお願いいたします。

尚、本お問合せ並びに貴社からの回答の有無及び回答の内容は、本協会において公表することがあることを念のために申し添えます。

(本件連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5

グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL:03-5614-0543/FAX:03-5614-0743